

第3章 閉鎖的な企業の支配権を維持するために

I 会社法を活用した支配権の維持

1 支配権の維持

さまざまなスキームを許容する会社法の下では、敵対的企業買収、少数株主の締め出し（スクイズ・アウト）、事業承継といったさまざまなプランニングが可能です。現象面の違いはさておき、それらは会社法を活用した支配権の維持スキームという面で共通しています。事業承継に関しては、**本章Ⅱ**で説明しますので、ここでは、会社法、特に株式に関する規定を活用した支配権維持スキームのいくつかを紹介・検討します。

2 株式の設計

(1) 株式の内容についての特別な定め

① 株式の属性設計

会社法では、定款の定めにより、株式の内容を一定の限度で変容させることができるものとされています。全部の株式につき特別な定めがなされた場合には、全部の株式について同一の内容であるため、種類株式とはなりません（会社法107①）。

株式の内容についての特別な定めとしてなしうるのは、(a)譲渡制限（会社法107①一）、(b)取得請求権（会社法107①二）、(c)取得条項（会社法107①三）です。

事業承継の関係で問題となるのは、(b)および(c)であると思われます。すなわち、全株式に取得請求権・取得条項を付し、譲歩相続人の投下資本回収に配慮しつつ、後継者たる相続人の会社支配権の希釈化を防ぐことが可能になるのです。

② 取得請求権

当該株式について、株式の内容として、株主が会社に対して当該株式の取得を請求することができることが定められた種類株式のことを、取得請求権付株式といいます（会社法28）。改正前商法における義務償還株式（償還の選択権が株主にあるもの）や、定款の規定による自己株式の買受け等をまとめたものをいいます。

株式の内容についての特別な定めとして、会社が発行する株式のすべてに取得請求権が付与された場合、会社の株主は、投下資本回収の方法として、(a)株式譲渡のほかに、(b)請求権を行使し、事実上「退社」することができることとなります。取得請求権の行使は、会社からみると自己株式の取得となります。

（取得条項の例）

当会社の株主は、当会社に対して当該株主が有する株式を取得することを請求することができる。

取得請求権付株式を取得する対価は、定款で定めれば、金銭や別の種類の株式だけでなく、社債、新株予約権、新株予約権付社債、あるいはその他の財産を交付することであってもかまいません（会社法107②二）。ただ、取得請求権付株式の取得の対価として株式以外のものを交付する場合には剰余金分配規制が課せられますので、分配可能額（会社法461②）の範囲内において行わなければなりません（会社法166①）。

③ 取得条項

取得条項付株式とは、当該株式について、株式の内容として会社が一定の事由が生じたことを条件として、株主から当該株式を取得することができることが定められた株式のことをいいます（会社法29）。定款で定めた事由の発生により強制的に会社が株主から株式を取得するものであるため、取得請求権付株式と逆に、会社が取得につきイニシアティブを有しています。

株式会社は、持分会社と異なり、社員の除名の制度（会社法859）を持ちませんが、取得条項を工夫することで、事実上除名類似の制度とすることも可

能です。その場合の条項の例は、次のとおりです。

(取得条項の例)

当社は、次の各号に規定する事由が生じたときは、当該事由が生じた日に、次の各号に規定する株主が所有する株式を取得する。ただし、当社の従業員持株会が所有する株式についてはこの限りでない。

…

- (1) 株主が重大な違法行為を行ったとき
- (2) その他前各号に規定する事由に準ずる事由が生じたとき

取得は有償無償を問わないとされていますが、取得請求権付株式と同様、会社は定款に定めようと、取得請求権付株式を取得する対価として金銭や別の種類の新株を交付する以外に、社債、新株予約権、新株予約権付社債、あるいはその他の財産を交付することができ（会社法107②三ニ〜ト）、剰余金分配規制を受けます（会社法170⑤）。

なお、会社が定款を変更してある特定の株式を取得条項付株式に変更する場合は、株主全員の同意を要するため（会社法110）、後述する全部取得条項付種類株式のほうが使い勝手がよいといえるでしょう。

(2) 種類株式の活用

① 種類株式とは

種類株式とは、たとえば譲渡制限の内容について異なる内容を定める場合のように、全部の株式の内容が均一でないものをいいます（会社法108）。そして、2以上の種類株式を発行する株式会社を「種類株式発行会社」といいます（会社法2十三）。この種類株式を発行する場合における発行可能株式総数（会社法113）および発行可能種類株式総数（会社法114）の定款記載例は、次のとおりです。

(発行可能株式総数の例)

当社の発行可能株式総数は、〇〇株とする。

(発行可能種類株式総数の例)

当社の発行可能種類株式総数は次の各号に規定するとおりとする。

消費税については、匿名組合の事業に属する資産の譲渡等または課税仕入れ等については、営業者が単独で行ったことになる（消基通1-3-2）ため、営業者が納税義務者となります。

4 匿名組合の会計

(1) 営業者のアカウントビリティー

匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、貸借対照表の閲覧等の請求または営業者の業務および財産の状況を検査することができます（商法539①）から、営業者は匿名組合事業を含む営業者の業務等に対する匿名組合員の検査に対する説明責任を果たすことができるようにしておく必要があります。また、営業者は匿名組合員へ匿名組合事業から生ずる利益を分配するのですから、通常の営業損益と区分して匿名組合事業の損益を明確に把握できるようにしておくことも必要です。

たとえば、帳簿組織については、匿名組合事業損益とそれ以外の事業損益を区分できるように匿名組合事業部門を設定します。匿名組合事業部門に係る直接経費は匿名組合事業部門に集計し、匿名組合事業部門とその他の部門と共通に発生する共通経費については、適正な配賦基準によって、それぞれの部門に按分することになります。

このような手続によって匿名組合事業損益を明確にし、匿名組合員に対して申し開きのできる適正な利益の分配を行うことが可能になります。

しかしながら、営業者にとっては、匿名組合事業とそれ以外の事業に区分して経理する手続が煩雑なこと等の理由もあり、匿名組合事業のスキームでは、営業者として匿名組合事業のみを行う目的の合同会社等の特定目的会社を設立するケースが多く見受けられます。

(2) 匿名組合の会計処理

匿名組合契約時の会計処理について、簡単な事例で説明します。

① 匿名組合契約による匿名組合員の金銭等の出資時の処理

◇匿名組合事業の営業者A社が、匿名組合員となる法人であるB社と個人

であるCと期間5年の匿名組合契約をそれぞれ締結し、各々から現金預金500の出資を受けた場合

< Aの会計処理 >

匿名組合部門

(借) 現金預金	1,000	(貸) 長期預り金 - B	500
		長期預り金 - C	500

< BおよびCの会計処理 >

(借) 出資金	500	(貸) 現金預金	500
---------	-----	----------	-----

匿名組合については、民法上の組合と異なり共同事業という側面はないため、匿名組合員のBとCはそれぞれが営業者と別々に匿名組合契約を締結していることになります。

匿名組合員の出資は金銭その他の財産のみですから（商法536②）、現物出資は認められますが、民法上の組合と異なり、労務の出資は認められていません。

また、匿名組合員からの出資は、匿名組合終了時に出資の価額を返還する義務があります（商法542）から、営業者にとって収益には該当しません。なお、会計報告主体が営業者の決算書では匿名組合員の出資の払込みを営業者の資本金を増加させるものではないため、負債としての預り金として処理することになります。

これに対し、会計報告主体が匿名組合の決算書では、匿名組合員の出資は預り金ではなく資本としての出資金として処理することになります。

② 匿名組合事業取引時の処理

◇匿名組合事業で、売上2,100（消費税込）と売上原価1,050（消費税込）の取引が発生した場合

< Aの会計処理 >

匿名組合部門

(借) 現金預金	2,100	(貸) 売 上	2,000
		一般会計	100

(借) 売上原価	1,000	(貸) 現金預金	1,050
一般会計	50		
一般会計部門			
(借) 匿名組合会計	100	(貸) 仮受消費税	100
(借) 仮払消費税	50	(貸) 匿名組合会計	50

匿名組合自体には消費税の納税義務はないため、仮払消費税と仮受消費税は一般会計部門に付替処理します。

内部統制の面からは、一般会計と匿名組合会計の資金を混同させておくと不正や誤謬の原因となるため、明確に区分管理する必要があります。したがって、消費税分の資金は匿名組合部門の資金から一般会計部門の資金へ振替処理をしておきます。

< Aの会計処理 >

匿名組合部門

(借) 一般会計	50	(貸) 現金預金	50
----------	----	----------	----

一般会計部門

(借) 現金預金	50	(貸) 匿名組合会計	100
----------	----	------------	-----

< BおよびCの会計処理 >

仕訳なし

匿名組合員は、営業者が匿名組合の決算（四半期決算を含みます）を確定するまで、匿名組合事業から生じた利益または損失を帳簿記入することはできません。

③ 匿名組合事業決算時の処理

◇ I 匿名組合契約に基づき、営業者の管理者報酬300を確定し、匿名組合事業から生じた利益700を匿名組合員にそれぞれ分配することを決定した場合

< Aの会計処理 >

匿名組合部門